

施策名	目標8－5環境アセスメント制度の適切な運用と改善										担当部局名		大臣官房 環境影響評価課						
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において、環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。										政策評価実施予定時期			政策評価実施時期		令和7年8月			
達成すべき目標	環境影響評価制度に係る情報基盤の整備、技術手法の開発及び人材育成、審査体制の強化、制度の所要の見直しを講じることにより、環境影響評価制度の適切かつ効果的な運用を行う。										政策体系上の位置付け		8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備						
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)第3章第7節 エネルギー基本計画(令和7年2月18日閣議決定)Ⅴ3 規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)Ⅱ5 海洋基本計画(令和5年4月28日閣議決定)第2部5 第6次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等																		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						達成	
		基準年度		目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度								
	1	環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(途中から法に基づく手続に乗り換えたものの内数)[件]	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。						－
					764	827	854	879	－	－	－								
	2	環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数[回]	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。						－
				741	827	875	927	－	－	－									
3	環境アセスメントデータベースEADASに掲載されているレイヤ数[件]	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。						－	
				614	614	620	620	－	－	－									
達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		
(1)	環境影響評価制度合理化・最適化経費(昭和55年度)	1,2,3004969	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－		
(2)	ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業(令和3年度)(関連:環境省R4-43)	1,2,3005003	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－		
(3)	環境保全と利用の最適化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業(令和6年度)	1,2,3007455	(7)	－	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－		

	(4)	—	—	—	(8)	—	—	—	(12)	—	—	—	(16)	—	—	—	(20)	—	—	—
	評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)		③相当程度進展あり															
			(判断根拠)		測定指標として設定した環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数、環境大臣意見の提出累積回数は、着実に積み上げられており、適切な制度運用がなされていることが確認された。これにより、環境保全上の適切な配慮の確保に資することができた。 また、制度の見直しについて以下のとおり措置しており、これらの見直しを通じて、環境影響評価制度の適切かつ効果的な運用に寄与すると考えられる。 ・洋上風力発電について、より適正に環境配慮を確保する観点から、国が海洋環境等に関する調査を行った上で区域指定をすること等とする「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を2025年3月に閣議決定し、国会へ提出、6月に成立した。 ・陸上風力発電を含む工作物の建替事業に係る環境影響評価手続を見直すとともに、環境影響評価に係る書類を環境大臣が継続的に公開できることとする「環境影響評価法の一部を改正する法律案」を2025年3月に閣議決定し、第217回国会へ提出、6月に成立した。															
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等		—																
		次期目標等 への 反映の方向性	【施策】		環境影響評価制度等を通じた、事業活動に係る環境保全上の適切な配慮を確保するため、引き続き施策を総合的に進めていく。 第217回国会で成立した「環境影響評価法の一部を改正する法律」の施行に向けて、環境影響評価に係る書類の継続公開に係る事業者の同意が得られやすくなるよう、効率的・効果的な運用方法等を検討していく。															
	【測定指標】		風力発電事業や火力発電事業等の環境大臣意見の中で、事業実施の再検討等の厳しい意見を述べたものについては、その後の計画において、その意見がどこまで反映されているかをフォローアップする等の取組を定期的 to 実施し、状況の把握に努めていく。 EADAS等のデータベースの拡充を引き続き進めていく。 環境影響評価に係る書類を環境大臣が継続的に公開できることとする「環境影響評価法の一部を改正する法律」の成立を受け、環境影響評価に係る書類の継続公開件数を測定指標に追加する。																	
学識経験を有する者の知見の活用		<参考: 施策の実施における活用状況> ・環境影響評価法に基づく環境大臣意見の形成における技術的水準の確保を図るため、環境影響審査助言委員から助言を受けた。							SDGs目標との関係			【主な目標】 環境影響評価制度を適切に運用することによって、環境の保全上の適切な配慮の確保に資することができた。当該取組を通じて、目標14番「海の豊かさを守ろう」及び目標15番「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 環境影響評価制度を適切に運用することによって、環境の保全上の適切な配慮を確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することとなる。当該取組を通じて、目標3番「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」の達成に貢献できた。								
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		法に基づく案件数 http://assess.env.go.jp/2_jirei/2-4_toukei/index.html																		